

# 東北支部と東北地域の知財について

平成 26 年度日本弁理士会東北支部長 **松枝 浩一郎**



## 要 約

東北支部は、全国支部化の構想のもとで、平成 17 年 12 月に設立されて以来、東北地域（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県）における知財の支援・啓蒙・普及活動を支部事業の柱において活動を行っています。その東北支部の知財支援活動の主なものとして、(1)東北支部室での無料知財相談会、(2)発明協会との共催による無料知財相談会、(3)知的財産支援協定の締結、(4)日本弁理士会会設青森事務所、(5)特許出願等復興支援制度、(6)知的財産フォーラム、(7)知財授業、(8)広報活動について紹介します。

## 目次

1. はじめに
2. 東北支部の知財支援活動
  - (1) 東北支部室での無料知財相談会
  - (2) 各県発明協会と共催による無料知財相談会
  - (3) 知的財産支援協定の締結
  - (4) 日本弁理士会会設青森事務所
  - (5) 特許出願等復興支援制度
  - (6) 知的財産フォーラム
  - (7) 知財授業
  - (8) 広報活動
3. おわりに

## 1. はじめに

東北支部は、全国支部化の構想のもとで、平成 17 年 12 月に設立され、今年で 10 周年を迎えます。支部室は、宮城県仙台市に置かれ、東北経済産業局、宮城県庁、仙台市役所などの行政機関が集中する地区にあり、地方行政との連携にも適した場所に位置しています。現在の支部会員数は、東北地域を活動拠点としている主たる事務所の会員が 52 名ほどであり、全会員数の約 0.5% 程度に過ぎず、従たる事務所の会員を含めても 82 名と、全会員数の 1% にも満たない数です（平成 27 年 2 月末）。本会知的財産支援センターの強力なバックアップに支えられて、少ない支部会員をやりくりしながらこれまで知財支援活動を続けてきました。以下、東北支部の知財支援活動の主なものについて紹介いたします。

## 2. 東北支部の知財支援活動

### (1) 東北支部室での無料知財相談会

宮城県仙台市にある東北支部室において、週一回（本年度は火曜日）無料相談会を開催しています。無料相談会の相談員として、主たる事務所の支部会員のみならず、従たる事務所の支部会員も年数回の頻度で担当しています。

現在は、東北支部室のみで行われているため、相談者は実質的に仙台圏に限られ、東北の他の地域の方々には利用しづらい状況となっている点が課題です。東北の各地域で出張相談会を開催する案もありますが実現されていません。

### (2) 各県発明協会と共催による無料知財相談会

平成 23 年に社団法人発明協会が各県単位の一般社団法人に移行し、東北の一部の県（特に、秋田県、岩手県）において、従来行われていた発明協会における弁理士無料相談会が廃止されました。同時期に導入された知財総合支援窓口の設置に伴い、弁理士による相談制度は設けられたものの、その数が実質的に減少しました（初年度以降、知的財産総合支援窓口の相談箇所は徐々に増加しています）。発明協会における弁理士による特許相談会は、長年、東北地域における知財インフラのベースとして機能していたこともあり、継続を希望する発明協会と東北支部の考えが重なり、秋田県と岩手県においては、従来の発明協会単独の事業としてではなく、東北支部と発明協会の共催事業に衣替えて無料特許相談会を行うこととなりました。

特に、今まで行われていた郡部での相談会が一時的に少なくなったため、それを補完すべく、県庁所在地以外の都市での開催を積極的に進め、具体的には、秋田県では、由利本荘市、能代市、横手市、湯沢市、大館市で開催し、岩手県では、久慈市、奥州市、宮古市、北上市、釜石市、大船渡市、花巻市、二戸市と県内全域をほぼ網羅する形で開催いたしました。

ちなみに、特許出願を例にあげると、東北6県の特許出願は、全国比0.5%程度(2013年)である一方で、東北6県の面積は、国土総面積の約17%を占め、さらに、出願人も東北地方のあらゆる地域に分散していることから、大企業が集中する大都市と比較して非効率ではありますが、東北支部及びその支部会員は、これまで無料相談会を含めさまざまなチャネルを通じて、地域のすみずみまでくまなく廻って知財のニーズをすく上げる活動を行ってきました。

知財支援総合窓口の機能が年々強化され、そこに配置される窓口専門家としての弁理士による相談も充実した体制となりつつあり、いわゆる無料相談会は、知財支援総合窓口での対応業務に引き継がれようとしています。東北支部としては、どのような制度であっても、東北地域の全域にわたって、弁理士が常に身近な存在になり得るような環境を維持していきたいと考えています。

なお、各県の知財総合支援窓口については、東北支部所属の多くの会員が担当弁理士として参加しています。

### (3) 知的財産支援協定の締結

東北支部管内では、平成27年4月現在、以下の通り、青森県、秋田県、岩手県、宮城県、福島県の5県が日本弁理士会と「知的財産を活用した地域の活性化及び産業の振興のための事業の連携に関する協定」、いわゆる知財支援協定を締結しています。

青森県 平成21年4月締結 平成24年4月更新  
現在継続

秋田県 平成20年3月締結 平成25年6月更新  
現在継続

岩手県 平成17年6月締結 平成23年10月更新  
現在継続

山形県 平成18年10月締結 平成21年9月更新  
平成23年3月満了

宮城県 平成18年6月締結 平成23年4月更新  
現在継続

福島県 平成17年7月締結 平成25年1月更新  
現在継続

この知財支援協定に基づいて、各県において、知財セミナーなどが定期的に開催されています。知財支援協定に基づく支援活動(セミナーなど)については、支援センター主導での企画・運営となっており、東北支部は、支部会員を講師として推薦するなどの間接的な支援に留まっています。支部設立当初からの懸案ですが、マンパワーを必要とする比較的規模の大きい企画については、支援センターに大きく依存している実情です。

平成26年度においては、岩手県、宮城県、福島県において、支援協定に基づくセミナーを開催しました。当該3県については、東日本大震災後、一時中断した年もありましたが、支援協定締結以来ほぼ毎年セミナーを開催してきました。東北支部は、支援センターから講師派遣の依頼を受けると、可能な限り東北支部会員から講師を派遣するよう務めています。

### (4) 日本弁理士会会設青森事務所

日本弁理士会会設青森事務所は、昨年10月をもってその役目を終えて業務を終了致しましたが、東北支部10年の直近5年において、会設青森事務所への関与は高い比重を占めた活動でした。

平成22年に青森県青森市に日本弁理士会会設青森事務所が開設されました。県庁所在地である青森市に常駐の弁理士が不在であったところ、青森県からの要請を受けて、日本弁理士会が全国で初めて開設したものです。2名の運営弁理士が青森県知的財産支援センターからの様々な依頼に対応しつつ、特許・商標の出願の他、中小・ベンチャー企業等からの相談業務にも積極的に対応し、青森県の知財活動における中心的な役割を果たしてきました。平成24年11月に当初予定の3年の設置期間が経過しましたが、県側からの延長要請を受けて、さらに2年延長されることとなり、5年にわたり、青森県の知財活動に貢献してきました。

会設事務所終了後も、2名の運営弁理士は、引き続き青森県内にそれぞれ事務所を開設し、青森県での活動を継続しており、会設青森事務所の目的は十分に達成されました。

### (5) 特許出願等復興支援制度

平成24年度に制定されその運用が始まった特許出願等復興支援制度は、東日本大震災による被災地域の復興にあたり、中小企業等を知的財産活動の面から支援するため、被災地からの出願に係る費用を助成する制度です。東北支部管内では、福島県全域、宮城県全域、岩手県全域、青森県の一部がその対象地域となり、該制度の周知に努めています。

支援センターによる申請案件の評価や契約手続きなどの運用が円滑迅速に行われており、多くの利用実績を挙げています（援助案件：74件（平成27年2月末））。被災企業の復興に特許が有効なツールになることをこれからも訴えていきたいと考えています。また、これ以外の復興支援に関しては、本会の復興プロジェクト本部による被災地に対するさまざまなプロジェクトが企画され進行し、支部会員も参加してきました。

### (6) 知的財産フォーラム

数年毎に知的財産フォーラムを開催しています。大きなイベントなので支援センターの支援を受けての開催となりますが、近いところでは、平成23年1月に青森県、平成24年3月に福島県、さらに平成25年12月に山形県と3年連続の開催となっています。

平成23年の青森県フォーラムは、会設青森事務所の開設を契機として行われ、平成24年の福島県フォーラムは、弁理士会として震災復興に貢献する立場をアピールするものとして行われ、平成25年の山形県フォーラムは、企画・運営を支部が主導する初めてのフォーラムとして開催されました。



(平成25年 知的財産フォーラム in 山形)

### (7) 知財授業

小中学校、高等学校、高等専門学校に対して弁理士を派遣して行う知財授業を実施しています。東日本大震災前までは乏しい実績でしたが、震災後は、支援センターによる復興支援活動の一環として積極的に知財授業を行うようになり（平成26年度：仙台市立若林小学校、名取市立増田小学校、岩沼市立岩沼南小学校、いわき市立中央台東小学校）、それに触発されたかのように、支部の企画による知財授業も出始めてきました（平成26年度：秋田市立大住小学校、米沢市立第二中学校）。また、高専との支援協定に基づく知財授業についても、平成26年度においては、東北支部管内において、秋田工業高等専門学校、鶴岡工業高等専門学校、福島工業専門学校において実施されました。



(平成26年 鶴岡高専での知財授業)

### (8) 広報活動

上述したように、東北6県での特許出願数は、全国比0.5%程度です。このような状態は長い間続いており、東北の出願数が少ない理由について、東北の風土として知財の意識が低いのではないかと、弁理士が少ないから、いや、出願が少ないから需給の関係から弁理士が少ないのは当然だというような鶏と玉子の議論や、そもそも弁理士の存在が知られていないのではないかなどいろいろと言われ続けてきています。東北支部では、どれもそれなりに理由があると謙虚に受け止め、まずは、弁理士及び弁理士会の存在を知ってもらうという最も基本的な広報活動に注力しています。新聞や雑誌、広報誌などへの広告掲載はもちろん、昨年度は、新たな試みとして、弁理士及び東北支部を宣伝するテレビ番組を作成し、山形県内で放映いたしました。東北支部として、試行錯誤しながら、より効果的

な PR の手段を探っていきたいと考えています。



(平成 26 年，ケーブルテレビ山形による番組撮影)

### 3. おわりに

上記で紹介したものに加えて，パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト，更には発明くふう展の審査などさまざまな知財支援活動を行っています。年間を通じて見ると，ほぼ途切れなく何かしらの支援活動が企画，進行しており，それに対して支部会員の積極的な協力が得られています。支部会員数の少ない中，(数字を出したわけではなく，直感的な感覚ですが)会務への参加率が高く，ボランティア精神豊かな支部会員に支えられているところです。

当面は知的財産支援センターによるサポートを必要としつつも，支部会員の力を総動員して独自の企画を可能な限り東北支部の力で実施していきながら，着実な支援活動を地道に続けていきたいと考えています。

(原稿受領 2015. 4. 17)

